

函 財 税

令和3年(2021年)4月1日

議 員 各 位

財 務 部 長

資料の提出について

このことについて、「地方税法等の一部を改正する法律」および「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」等が3月31日に公布され、「過疎地域自立促進特別措置法」が同日付けにて失効となったことに伴い、同日付けにて函館市税条例および函館市過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の関係規定を整備する必要がありますので、「函館市税条例等の一部を改正する条例」および「函館市過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきまして専決処分をさせていただき、4月1日および一部公布の日から施行いたしました。

つきましては、このことに関する資料を下記のとおり配付いたしますので、よろしくお願いいたします。

記

- 1 函館市税条例等の一部を改正する条例の骨子および新旧対照表
- 2 函館市過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の骨子および新旧対照表

(財務部税務室)

1 函館市税条例等の一部を改正する条例の骨子

1 改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の寄附金税額控除に関する規定、給与所得者の扶養親族申告書等に関する規定ならびに令和3年度から令和5年度までの固定資産税および都市計画税の特例に関する規定の整備等をし、ならびに東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用期限、軽自動車税の種別割および環境性能割の特例の適用期限ならびに新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期限を延長し、ならびに規定を整備するため

2 改正内容

(1) 第1条関係（函館市税条例の一部改正）

ア 個人市民税（第26条の6、第27条の3の2、第27条の3の3、第33条の8、附則第23条）

- (ア) 特定公益増進法人等に対する寄附金について、出資業務に充てられることが明らかな場合には、控除対象外とする。
- (イ) 給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書、退職所得申告書について、一定の要件を満たす場合には、電子提出に係る税務署長の承認を不要とする。
- (ウ) 住宅借入金等特別税額控除について、一定の要件を満たす場合には、適用期限を1年延長する。

イ 固定資産税および都市計画税（附則第8条の5、附則第9条、附則第10条、附則第12条、附則第17条、附則第18条、附則第20条）

- (ア) 東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用期限を5年延長する。
- (イ) 評価替えに伴い、土地の価格に係る特例措置を継続する。
- (ウ) 評価替えに伴い、宅地等に係る負担調整措置を継続する。
- (エ) 令和3年度に限り、課税標準額が増加する土地については前年度の課税標準額に据え置く。

ウ 軽自動車税（附則第14条の2、附則第14条の2の3）

- (ア) 自家用の軽自動車について、環境性能割を1%軽減する特例措置を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。

(イ) 種別割について、一定の要件を満たす場合には、特例の適用期限を2年延長する。

エ 規定の整備（第33条の7、第64条の5、附則第8条の3、附則第14条の2の2、附則第14条の3）

(2) 第2条関係（函館市税条例の一部を改正する条例（令和2年函館市税条例第34号）の一部改正）
規定の整備（第2条中第30条の10、附則第3条）

3 施行期日 令和3年4月1日

函館市税条例等の一部を改正する条例 第1条による改正 新旧対照表
 (函館市税条例(昭和25年函館市条例第21号)の一部改正)

改正前	改正後
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号および第2号に掲げる寄附金または次に掲げる寄附金もしくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第26条の3および法第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第3号に規定する公益社団法人および公益財団法人で、市内に主たる事務所を有するものに対する寄附金(_____ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人または法人で、市内に主たる事務所を有するものまたは市内に学校、専修学校もしくは各種学校を設置するものに対する寄附金(_____ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(4) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人で、市内に主たる事務所を有するものまたは市内で社会福祉事業を営むものに対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの _____ を除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人で、市内に主たる事務所を有するものに対する寄附金(_____ 当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第1項に規定する認定特定非営</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条の6 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第3号に規定する公益社団法人および公益財団法人で、市内に主たる事務所を有するものに対する寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き</u>、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人または法人で、市内に主たる事務所を有するものまたは市内に学校、専修学校もしくは各種学校を設置するものに対する寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き</u>、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(4) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人で、市内に主たる事務所を有するものまたは市内で社会福祉事業を営むものに対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの <u>および出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き</u>、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人で、市内に主たる事務所を有するものに対する寄附金(<u>出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き</u>、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第1項に規定する認定特定非営</p>

利活動法人等で、市内に主たる事務所を有するものが行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの

_____を除く。）

2 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第27条の3の2 略

2・3 略

4 給与所得者は、第1項および第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、地方税法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて地方税法施行規則で定めるものをいう。次条第4項_____において同じ。）により提供することができる。

5 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第27条の3の3 略

2・3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、地方税法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

（分離課税に係る特別徴収税額）

第33条の7 第33条の6の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下本条、次条第2項および_____第33条の9第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年におい

利活動法人等で、市内に主たる事務所を有するものが行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものおよび出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）

2 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第27条の3の2 略

2・3 略

4 給与所得者は、第1項および第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、地方税法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて地方税法施行規則で定めるものをいう。次条第4項および第33条の8第3項において同じ。）により提供することができる。

5 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第27条の3の3 略

2・3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、地方税法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

（分離課税に係る特別徴収税額）

第33条の7 略

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項および第3項ならびに第33条の9第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年におい

<p>て支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号および次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第33条の2および第33条の3の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>て支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号および次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第33条の2および第33条の3の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(退職所得申告書)</p> <p>第33条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(退職所得申告書)</p> <p>第33条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、地方税法施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>(新設) 4 <u>前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</u></p>
<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第64条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 略</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第64条の5 略</p> <p>(1) 法第451条第1項（同条第4項または第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項（同条第4項または第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 略</p>
<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>

<p>4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、$\frac{2}{3}$とする。</p> <p>5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、$\frac{2}{3}$とする。</p> <p>6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、$\frac{2}{3}$とする。</p> <p>7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、$\frac{3}{4}$とする。</p> <p>8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、$\frac{3}{4}$とする。</p> <p>9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、$\frac{3}{4}$とする。</p> <p>10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、$\frac{1}{2}$とする。</p> <p>11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、$\frac{1}{2}$とする。</p> <p>12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、$\frac{1}{2}$とする。</p> <p>13 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、$\frac{2}{3}$とする。</p> <p>14 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、$\frac{1}{2}$とする。</p> <p>15 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、$\frac{2}{3}$とする。</p> <p>16 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、零とする。</p>	<p>4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、$\frac{2}{3}$とする。</p> <p>5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、$\frac{2}{3}$とする。</p> <p>6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、$\frac{2}{3}$とする。</p> <p>7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、$\frac{3}{4}$とする。</p> <p>8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、$\frac{3}{4}$とする。</p> <p>9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、$\frac{3}{4}$とする。</p> <p>10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、$\frac{1}{2}$とする。</p> <p>11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、$\frac{1}{2}$とする。</p> <p>12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、$\frac{1}{2}$とする。</p> <p>13 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、$\frac{2}{3}$とする。</p> <p>14 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、$\frac{1}{2}$とする。</p> <p>15 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、$\frac{2}{3}$とする。</p> <p>(削る)</p>
<p>17・18 略</p>	<p>16・17 略</p>
<p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第8条の5 略</p> <p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第54条第3項および第4項の規定は適用しない。</p> <p>3 略</p> <p>(令和元年度または令和2年度における土地の価格の特例)</p> <p>第9条 市の区域内の自然的および社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地</p>	<p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第8条の5 略</p> <p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、第54条第3項および第4項の規定は適用しない。</p> <p>3 略</p> <p>(令和4年度または令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p>第9条 市の区域内の自然的および社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地</p>

域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第38条の2の規定にかかわらず、令和元年度分または令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地または令和元年度類似適用土地であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第38条の2の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第10条 宅地等（法附則第17条第2号に規定する宅地等をいう。以下同じ。）に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（法附則第18条第6項に規定する前年度分の固定資産税の課税標準額をいう。以下この条において同じ。）に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額

（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等（法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。）に係る平成30年度から令和2年度まで

域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第38条の2の規定にかかわらず、令和4年度分または令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地または令和4年度類似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第38条の2の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第10条 宅地等（法附則第17条第2号に規定する宅地等をいう。以下同じ。）に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（法附則第18条第6項に規定する前年度分の固定資産税の課税標準額をいう。以下この条において同じ。）に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）

（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等（法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。）に係る令和4年度分および令和5年度

の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準（法附則第17条第8号イに規定する負担水準をいう。以下この条および附則第12条において同じ。）が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるとき

分 _____ の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分および令和5年度分 _____ の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準（法附則第17条第8号イに規定する負担水準をいう。以下この条および附則第12条において同じ。）が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるとき

は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 農地(法附則第17条第1号に規定する農地をいう。以下同じ。)に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(法附則第19条第2項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に規定する前年度分の固定資産税の課税標準額をいう。)(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額 _____)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額 _____を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下この条において「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第14条の2 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和

は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 農地(法附則第17条第1号に規定する農地をいう。以下同じ。)に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(法附則第19条第2項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に規定する前年度分の固定資産税の課税標準額をいう。)(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下この条において「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第14条の2 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については _____, 当該軽自動車が令和

2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

4 法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

5 略

(新設)

2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条_____において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第65条の規定の適用については_____

_____, 当該ガソリン軽自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

4 法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第65条の規定の適用については_____

_____, 当該ガソリン軽自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

5 略

6 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車^が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(新設) 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(新設) 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第14条の2の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第14条の2の3 法第451条第1項第1号（同条第4項_____において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第14条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第63条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第14条の2の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第14条の2の3 法第451条第1項第1号（同条第4項または第5項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第14条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第63条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の3 略

2 北海道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項_____において準用する場合を含む。）または法第451条第1項もしくは第2項（これらの規定を同条第4項_____において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3・4 略

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第17条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（法附則第25条第6項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に規定する前年度分の都市計画税の課税標準額をいう。以下この条において同じ。）に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額_____

_____（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当

第14条の3 略

2 北海道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項または第3項において準用する場合を含む。）または法第451条第1項もしくは第2項（これらの規定を同条第4項または第5項_____において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3・4 略

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第17条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（法附則第25条第6項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に規定する前年度分の都市計画税の課税標準額をいう。以下この条において同じ。）に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）_____

_____（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分および令和5年度分_____の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当

該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準(法附則第17条第8号ロに規定する負担水準をいう。以下同じ。)が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第18条 農地に係る平成30年度から令和2年度ま

該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分および令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準(法附則第17条第8号ロに規定する負担水準をいう。以下同じ。)が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第18条 農地に係る令和3年度から令和5年度ま

での各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（法附則第26条第2項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に規定する前年度分の都市計画税の課税標準額をいう。）（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

（用途変更宅地等および類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税および都市計画税の特例）

第20条 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税および都市計画税については、法附則第18条の3および第25条の3の規定を適用しないこととする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第23条 略

（新設）

での各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（法附則第26条第2項において読み替えて準用する法附則第18条第6項に規定する前年度分の都市計画税の課税標準額をいう。）（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

（用途変更宅地等および類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税および都市計画税の特例）

第20条 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税および都市計画税については、法附則第18条の3および第25条の3の規定を適用しないこととする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第23条 略

2. 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

函館市税条例等の一部を改正する条例 第2条による改正 新旧対照表
 (函館市税条例の一部を改正する条例(令和2年函館市条例第34号)の一部改正)

改正前	改正後
<p>第2条 函館市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第30条の10第1項中「第4項,第19項,第22項および第23項」を「第31項,第34項および第35項」に,「第4項,第19項および第23項」を「第31項および第35項」に,「同条第22項」を「同条第34項」に,「第3項の」を「第2項後段の」に改め,同条第2項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第52項</u>」に,「同条第42項」を「<u>同条第52項</u>」に改め,同条第5項中「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め,同条第8項中「第321条の8第51項」を「<u>第321条の8第61項</u>」に改め,同条第9項中「第75条の4第3項もしくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項もしくは第6項」に改める。</p> <p>第74条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に,「0.7本」を「1本」に改める。</p>	<p>第2条 函館市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第30条の10第1項中「第4項,第19項,第22項および第23項」を「第31項,第34項および第35項」に,「第4項,第19項および第23項」を「第31項および第35項」に,「同条第22項」を「同条第34項」に,「第3項の」を「第2項後段の」に改め,同条第2項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第60項</u>」に,「同条第42項」を「<u>同条第60項</u>」に改め,同条第5項中「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め,同条第8項中「第321条の8第51項」を「<u>第321条の8第69項</u>」に改め,同条第9項中「第75条の4第3項もしくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項もしくは第6項」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p><u>附則第3条第1項中「または法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り,同条第2項中「または法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。</u></p>

2 函館市過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の骨子

1 改正理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定および過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴い、製造の事業等の用に供する設備を令和3年3月31日以前に新設し、または増設した者で当該事業を営んでいるものについて、本条例の失効後においても、当該設備に対する固定資産税を免除することができることとするため。

2 改正内容

本条例の失効後においても、製造の事業等の用に供する設備を令和3年3月31日以前に新設等をした者について、引き続き当該設備に係る固定資産税の課税の特例の適用を受けることができるよう規定を整備する。

3 施行期日

(1) 附則第5項の改正規定 公布の日

(2) 第1条，第2条，附則第5項の見出しおよび附則第6項の改正規定 令和3年4月1日

函館市過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）<u>第2条第1項</u></p>	<p>第1条 この条例は、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）<u>附則第3条の規定による失効前の同法（次条において「旧過疎自立促進法」という。）第2条第1項</u>に規定する過疎地域をいう。）をその</p>
<p>_____に規定する過疎地域をいう。）をその区域とする本市の振興に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、固定資産税の課税について函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の特例を定めるものとする。</p>	<p>_____をいう。）をその区域とする本市の振興に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、固定資産税の課税について函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の特例を定めるものとする。</p>
<p>(課税免除)</p>	<p>(課税免除)</p>
<p>第2条 市の区域内において、製造の事業、農林水産物等販売業（<u>過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。</u>）または旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備（以下「工業生産等設備」という。）を新設し、または増設した者で当該事業を営んでいるものについては、その事業に係る<u>工業生産等設備であって過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条に規定する特別償却設備である家屋および償却資産ならびに当該家屋の敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があったものに限る。）</u>（以下これらを「適用資産」という。）に対する固定資産税（当該適用資産に課されるべき最初の年度以後3年度間におけるものに限る。）を免除する。</p>	<p>第2条 市の区域内において、製造の事業、農林水産物等販売業（<u>旧過疎自立促進法_____第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。</u>）または旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備（以下「工業生産等設備」という。）を新設し、または増設した者で当該事業を営んでいるものについては、その事業に係る<u>適用資産（工業生産等設備のうち、旧過疎自立促進法第31条の固定資産税の課税免除に伴う措置が適用される家屋および償却資産ならびに当該家屋の敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があったものに限る。）をいう。以下同じ</u>_____。）に対する固定資産税（当該適用資産に課されるべき最初の年度以後3年度間におけるものに限る。）を免除する。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～4 略</p>	<p>1～4 略</p>
<p>(この条例の失効)</p>	<p>(この条例の失効)</p>
<p>5 この条例は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。 (新設)</p>	<p>5 この条例は、<u>令和3年3月31日</u>限り、その効力を失う。 6 <u>前項の規定にかかわらず、令和3年3月31日以前に工業生産等設備を新設し、または増設した者で、当該工業生産等設備に係る事業を営んでいるものの適用資産については、この条例の規定は、なおその効力を有する。</u></p>